

令和5年12月15日

## 指定管理者の指定について（練馬区立勤労福祉会館）

### 1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立勤労福祉会館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

### 2 指定管理者

東京都練馬区豊玉北四丁目11番7号

特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構

理事長 光 永 勉

### 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4年度・5年度）」において、練馬区立勤労福祉会館は、必要な機能を整理し、大規模改修に向けて、令和5年度に施設活用の今後の方向性を決定するとしている。

令和6年度から具体的な検討に着手するが、大規模改修等に必要な期間を考慮し、指定の期間を3年間とする。

### 4 選定の経過

令和5年4月13日

第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日

令和5年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

	議結果の報告) (モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価) (現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)
7月20日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議) 企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
8月25日	申請書類受付
9月4日	経営診断委託
9月26日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
11月1日	令和5年度第3回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月15日	令和5年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、安定性・継続性が確保された施設運営が期待できること、これまでの当該施設における運営実績を生かした提案が行われていること等の理由により、特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構が練馬区立勤労福祉会館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### 【団体審査】

#### (1) 安定性・継続性

収益力はやや低いが、借入金もなく、資金力は問題ない。また、自己資本比率も優れており経営の安全性は良好で、長期的に安定した事業活動が可能である。

## (2) 当該施設の運営実績

平成20年度から、当該施設の指定管理者として、施設の運営、維持管理の十分な実績があり、今後も安定した施設運営が期待できる。

今期指定管理期間の2年間の平均で年約100,000人が利用する中、利用者アンケートの満足度は2年間の平均で83.7パーセントと高く、評価は良好である。施設利用者からの意見・要望に細やかに対応し、サービス水準の維持・向上に取り組んでいる。新型コロナウイルスワクチン集団接種会場として施設の貸出しに協力しながら、適切な施設の運用に努めている。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。個人情報保護規程に基づいて、個人情報の管理に当たる個人情報管理責任者を置くなど、個人情報についての意識が高く、団体運営の透明性・公正性は確保されている。また、障害者対応や情報セキュリティ等に関する研修が、毎年度計画的に行われており、職員の質の向上に取り組んでいる。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

### 【提案審査】

## (3) 施設運営体制

中小企業に働く勤労者の文化・教養および福祉の向上を図るという設置目的を踏まえながら、利用者の安全・安心な利用を提供し、現在のサービス水準の維持および向上を図るための提案がある。

日々の利用者からの声や利用者アンケート、運営協議会からの意見を通じて利用者ニーズを把握し、施設運営に反映させる取組を行う提案がある。

職員研修を体系的に実施するとともに、公的機関や専門機関が実施する研修にも参加する等、職員の質の向上に取り組む提案がある。

これらの提案から、適切な施設運営体制を構築することが期待できると評価した。

## (4) 運営経験を生かした取組

館内モニターによる貸室利用状況や講座事業の案内だけでなく、LINEやX（旧ツイッター）を活用し、利用者への積極的な情報発信を行う提案があり、評価できる。

また、館内にエレベーターがないため、階段昇降時に高齢者の荷物を持つなど、積極的な支援をしていく提案があり、評価できる。

トレーニング室での運用として、利用者の状態観察や機器利用におけるアドバイス

を適宜行うとともに、気象状況に応じた室内環境の調整やトレーナー間の情報共有を徹底する提案があり、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

職員が毎日、開館前に施設内外の点検を行い、施設の安全性への配慮に努めるとともに、危機管理マニュアルの継続的な見直しや不具合・問題の区への速やかな報告等、危機管理についての具体的な提案があり、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

パートタイム職員を積極的に活用し、常勤職員と一体となって運営に従事する等、人員配置の効率化を図る提案があり、評価できる。

また、効率的な施設運営に向け、利用率の低い料理室を活用して、地元住民が講師となる料理教室の事業を行う提案があり、評価できる。

(7) 施設特性に応じた評価項目

再就職に求められるスキルである簿記技能やパソコン操作などの習得・向上を目指す教室を実施し、就労を支援する提案があり、評価できる。

また、施設の認知度の向上を図るため、多くの方が参加しやすい落語会や健康ニーズの高い体操系事業を実施する提案があり、評価できる。働く人向けの「スピードクッキング教室」など様々な料理教室を開催し、参加者の健康の維持増進とともに調理を通じた仲間づくりの機会を提供する提案があり、評価できる。

(8) 地域への貢献

職員の採用に当たっては、区内在住者を対象とした募集に努めており、区民雇用の促進が期待できると評価した。業務の再委託、物品の調達について、可能な限り区内事業者を活用することを提案しており、区内事業者の積極的な活用が期待できると評価した。

また、障害者福祉サービス事業所が清掃業務を行う等、施設を障害者の就労の場として活用する提案があり、評価できる。

加えて、地域団体等と協働して事業を実施する提案があり、地域との協働・連携の推進が期待できる。

## 別表

指定管理者（特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構）選定の審査結果  
（練馬区立勤労福祉会館）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点	12点
提 案 審 査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	50点	40点
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	30点	24点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点	16点
	7 施設特性に応じた評価項目	(1) 勤労者等の文化・教養に関する事業の提案 (2) 勤労者等の健康の維持増進に関する事業の提案	30点	24点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	160点